

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

技能労働者の適正な賃金水準の確保について

技能労働者の確保・育成のためには、適正な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

そのため、国土交通省においては、国土交通大臣から建設業の主要4団体に対し、技能労働者の適正な賃金水準の確保や社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところであり、多くの建設業団体においても関連する決議がなされる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう官民を挙げて取り組んできたところです。

今般、国土交通省が令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表されました。新労務単価については、令和7年3月から適用されている公共工事設計労務単価と比べ、全国全職種平均で4.5%（単純平均の伸び率）上昇し25,834円となり、最近の労働市場の実勢価格を踏まえた継続的な引上げを行っているところです。

技能労働者の確保・育成のためには、今後も継続して賃金を引き上げること、そしてそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じた更なる賃金の引上げや、安定的な人材確保・工事の品質確保のための適正利潤の確保につながるという好循環が継続されることが重要です。好循環が継続する環境整備を図るには、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、新労務単価の水準等を踏まえた適正な請負代金による契約を行い、技能労働者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要です。

こうした状況を踏まえ、貴団体におかれては、傘下の会員企業に対し、下記の措置を講じることによりこれまで以上に適正な賃金水準の確保に万全を期し、技



能労働者の処遇改善を図るよう、改めて周知をお願いします。

また、新労務単価の早期活用等について、各都道府県及び各政令指定都市あてに別添のとおり通知しておりますので、併せてお知らせします。

記

公共工物品質確保法においては、受注者等の責務として、基本理念にのっとり契約された公共工事等を適正に実施すること（第8条第1項）、下請負人に使用される技術者や技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結すること（同条第2項）等が位置づけられている。

前述のとおり、技能労働者の確保・育成のためには、技能労働者の賃金を引き上げ、公共工事設計労務単価の上昇等を通じて更なる賃金の引上げにつながる好循環を継続させることが重要であり、建設業者はこのことを十分に踏まえ、技能労働者の賃金水準の引上げを図ることが必要である。さらに、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号）により、建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の27第2項において、建設業者に対し、労働者の能力についての公正な評価に基づく適正賃金支払等、労働者の適切な処遇確保措置を実施する努力義務が課せられたことや、同法第34条第2項に基づき、令和7年12月2日に中央建設業審議会から勧告された「労務費に関する基準」も踏まえ、各建設業者は必要な対応を講ずることが求められる。

以上のことを踏まえて、公共工事、民間工事のいずれについても、元請業者においては、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結をさらに徹底するとともに、下請業者においても、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格で契約を締結し、技能労働者へ適正な賃金を支払う等、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な賃金が支払われるよう、最大限努めること。

国不入企第 30 号
令和 8 年 2 月 18 日

各都道府県知事 殿
（市町村担当課、契約担当課扱い）
各指定都市市長 殿
（契約担当課扱い）

国土交通省不動産・建設経済局長
（ 公 印 省 略 ）

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の早期活用等について

技能労働者の確保・育成のためには、適正な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

そのため、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。）の基本理念として、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保に加え、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な請負代金による契約の締結や、公共工事等に従事する者の賃金への配慮等が規定されています。

今般、国土交通省が令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表されました。新労務単価については、令和 7 年 3 月から適用されている公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）と比べ、全国全職種平均で 4.5%（単純平均の伸び率）上昇し 25,834 円となり、最近の労働市場の実勢価格を踏まえた継続的な引上げを行っているところです。

技能労働者の確保・育成のためには、今後も継続して賃金を引き上げること、そしてそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じた更なる賃金の引上げや、安定的な人材確保・工事の品質確保のための適正利潤の確保につながるという好循環が継続されることが重要です。好循環が継続する環境整備を図るには、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、新労務単価の水準等を踏まえた適正

な請負代金による契約を行い、技能労働者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要です。

こうした状況を踏まえ、各地方公共団体におかれては、新労務単価の早期活用をはじめとする下記の措置を講じることにより、適正な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図る環境整備に万全を期すようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長に対しても、本通知の周知徹底をお願いいたします。

記

1. 新労務単価の早期活用について

公共工事品質確保法第7条第1項第1号において、発注者は、公共工事等を実施する者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するための適正な利潤を確保できるよう、市場における労務の取引価格等を的確に反映した積算により、予定価格を適正に定めなければならないとされている。このことを踏まえ、予定価格の積算に当たっては、入札手続中のものも含め、新労務単価の速やかな活用に努めること。

なお、工事の施工条件等が通常と著しく異なり、新労務単価によりがたい場合（特に高度な技能、経験等を有する者を従事させる必要がある場合等）は、工事内容等に応じて必要に応じ見積を活用することなどにより、適正に積算すること。

2. 新労務単価を踏まえた請負代金額の変更について

各団体における新労務単価適用日以降に契約を締結する工事（ゼロ債務負担行為（契約初年度に支出を要さない債務負担行為をいう。）を含めた令和7年度補正予算による発注工事等を含む。）のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更すること。

また、既契約工事（各団体における新労務単価適用日より前に契約を締結したものの。）については、工期の始期が到来しているものはもとより、工期の始期が到

来していないものも含め、いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の適用や受注者からの協議の申出等について、適切に対応すること。

なお、国土交通省直轄工事では、新労務単価の決定を受け、別添のとおり、

① 令和8年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

② 令和8年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）の記1.（1）及び2. から8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する

こと等としたので、これも参考として適正な請負代金額での契約の締結に努めること。

労務単価の引上げに伴う契約変更等を的確に実施できるよう、あらかじめ、スライド条項を適切に設定するとともに、スライド条項の運用基準を策定しておくこと。

国会公契第 14 号
国官技第 451 号
国营管第 423 号
国营計第 150 号
国港総第 612 号
国港技第 97 号
国空予管第 1372 号
国空空技第 504 号
国空交企第 361 号
国北予第 26 号
令和 8 年 2 月 17 日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	港湾空港部長	殿
	営繕部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る
特例措置について

「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和8年2月17日付け国官参建第112号、国港技第96号）により令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和7年2月17日付け国官参建第61号、国港技第102号）により令和7年3月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で4.5パーセント上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）別冊工事請負契約書第62条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）別冊工事請負契約書第62条、「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）別冊工事請負契約書第64条又は「工事標準請負契約書について」（平成8年3月19日付け空経第212号）別冊工事請負契約書第62条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

- (1) 令和8年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価を適用したのものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約時点の落札率

- (2) 令和8年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、同年3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）記1. (1)

及び2. から8. まで（4. (3)を除く。）の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。

令和8年3月から適用する
公共工事設計労務単価表

令和8年2月

農林水産省・国土交通省

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価

農林水産省・国土交通省

1. 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、農林水産省及び国土交通省が所管する公共工事等に従事した建設労働者の賃金等の実態を調査した結果を基に決定したものである。

なお、労務単価の決定にあたり、引き続き、法定福利費相当額を反映している。

2. 労務単価は、以下のものにより構成されている。

- ① 所定労働時間内8時間当りの基本給相当額及び基準内手当（当該職種の通常の作業内容及び作業条件の労働に対する手当）
- ② 所定労働日数1日当りの臨時の給与及び実物給与

3. (1) 時間外、休日又は深夜の割増賃金を積算する場合は、一般に次式により算出するものとする。

$$\begin{aligned} \text{労務費(総額)} &= \text{所定内労働に対する賃金} + \text{割増賃金} \\ &= \text{労務単価(休日の場合は計上しない)} \\ &\quad + \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数} \end{aligned}$$

ただし、Kは次式により算出する1時間当たりの割増賃金係数である。

$$K = \text{割増対象賃金比} \times 1 / 8 \times \text{割増係数}$$

職種毎に算出した割増賃金係数Kを別表-1に示す。

注) I 割増対象賃金比は、労務単価に占める「基本給相当額+割増の対象となる手当」（割増賃金の基礎となる賃金）の割合である。

II 割増係数は、労働基準法第37条第1項及び第4項に規定されている時間外、休日及び深夜の割増賃金の計算に用いる率の最低限度に基づくものとする。

- (2) 補助事業実施主体において、離島等に適用するため同一都道府県内を区分して本労務単価表の労務単価と別途の労務単価を設定する場合は、事前に地方連絡協議会と連絡調整を行うとともに、設定後はすみやかに単価算定資料を添えて公共事業労務費調査連絡協議会に報告するものとする。

- (3) 公共事業労務費調査連絡協議会が必要に応じ年度内の適当な時期に実施する調査結果に基づき、本労務単価表の労務単価を見直す場合がある。なお、特別な理由で補助事業実施主体が任意に行う調査によって本労務単価表の労務単価を見直ししようとする場合は、単価算定資料を添えて事前に公共事業労務費調査連絡協議会と連絡調整を行うものとする。

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	26,000	21,500	19,200	24,400	32,500	30,000			29,100	30,200
東北	02 青森県	30,100	22,200	18,300	24,200	33,100	31,300	33,700	30,900	26,700	32,700
	03 岩手県	28,500	23,700	18,800	25,400	34,700	30,000	33,800	30,900	28,000	32,500
	04 宮城県	30,300	23,600	20,300	26,600	35,700	34,000	33,700	31,000	29,900	39,200
	05 秋田県	28,400	22,500	19,600	25,100	33,200	30,900	33,400	31,000	27,500	33,600
	06 山形県	28,500	22,500	20,600	25,600	31,600	31,000	32,700	30,800	28,700	34,100
	07 福島県	30,600	23,700	22,200	26,400	34,900	34,000	34,600	31,400	29,600	34,700
	08 茨城県	27,200	25,400	17,100	26,800	29,900	30,900	32,400	32,200	29,200	30,800
関東	09 栃木県	27,500	24,300	17,300	27,000	32,400	29,800	33,200	32,800	29,400	31,400
	10 群馬県	27,100	25,300	18,200	26,800	33,400	28,000	31,300	32,000	28,400	30,000
	11 埼玉県	29,000	25,900	18,000	26,500	31,900	32,400	32,700	32,400	31,200	33,200
	12 千葉県	30,000	25,500	17,900	27,600	31,700	33,500	33,200	32,300	31,400	34,400
	13 東京都	30,700	27,000	18,700	27,700	33,600	33,100	33,100	32,400	34,300	33,800
	14 神奈川県	30,900	26,800	18,200	26,900	31,700	33,100	32,900	32,000	31,500	31,600
	19 山梨県	29,700	26,900	18,000	27,000	33,000	29,800	33,000	32,000	31,000	31,300
	20 長野県	28,400	24,600	18,900	26,700	31,500	29,100	30,400	30,000	28,900	29,100
北陸	15 新潟県	28,900	24,300	21,800	25,600	34,300	28,700		31,200	28,100	30,900
	16 富山県	32,700	26,100	20,700	25,600	36,900	32,600			29,800	33,700
	17 石川県	31,600	27,000	20,600	25,400	37,200	32,900			30,100	33,300
中部	21 岐阜県	28,800	25,400	19,000	26,800	33,600	31,700		34,900	28,200	31,100
	22 静岡県	28,400	26,600	17,200	25,800	33,000	30,500		37,300	29,700	31,800
	23 愛知県	29,800	25,200	19,400	25,900	34,600	32,400		35,300	28,200	31,000
	24 三重県	28,700	24,500	18,500	27,200	34,300	33,400		36,700	28,500	31,600
近畿	18 福井県	26,500	21,900	16,900	27,100	29,300	26,600			26,000	28,100
	25 滋賀県	26,700	23,300	17,700	28,100	30,600	28,300			27,700	29,500
	26 京都府	26,100	24,400	16,600	28,100	29,700	27,900			27,000	28,500
	27 大阪府	27,800	23,800	16,500	28,100	30,800	29,600			28,100	29,000
	28 兵庫県	25,100	24,100	16,500	26,800	29,200	28,300			26,600	27,200
	29 奈良県	28,100	24,000	17,600	29,300	30,600	28,900			27,700	29,100
中国	30 和歌山県	27,100	24,200	17,000	27,600	29,600	28,600			27,800	27,900
	31 鳥取県	23,600	18,200	17,000	23,100	28,000	28,000			24,700	29,500
	32 島根県	24,100	19,700	17,200	22,500	26,900	28,000			24,800	29,200
	33 岡山県	25,600	21,500	17,600	23,700	29,000	29,400			25,700	29,900
	34 広島県	25,800	22,200	17,300	22,500	29,100	28,700			26,300	28,300
四国	35 山口県	24,100	20,500	17,300	22,800	28,300	28,900			25,900	29,300
	36 徳島県	26,300	24,100	17,400	23,500	33,700	28,900	32,600		26,600	27,100
	37 香川県	27,500	25,000	17,500	24,200	31,800	29,200	33,400		27,400	27,600
	38 愛媛県	25,500	21,500	16,800	23,600	30,800	28,500	32,900		25,700	25,700
九州	39 高知県	25,200	21,900	17,700	24,000	32,000	29,000	32,900		25,700	25,700
	40 福岡県	29,000	24,100	16,900	25,400	30,900	29,900	33,200		28,900	29,900
	41 佐賀県	25,700	20,700	16,500	25,400	30,500	28,100	33,800		28,400	29,500
	42 長崎県	27,000	21,900	17,500	26,400	30,400	28,100	34,200		27,300	29,500
	43 熊本県	27,100	22,100	18,200	25,600	31,400	29,000	33,600		26,500	30,000
	44 大分県	26,300	21,000	17,400	25,600	29,500	29,000	33,500		27,200	30,200
沖縄	45 宮崎県	29,100	20,300	17,400	25,600	29,600	29,100	33,800		26,500	28,400
	46 鹿児島県	32,000	21,900	18,700	25,100	34,300	29,600	33,800		27,200	29,900
47 沖縄県	28,500	23,300	18,100	24,700	28,800	35,100			23,700	33,200	

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
北海道	01 北海道	30,600	30,100	32,500	27,100	21,900	41,500	50,900		46,600	34,400
東北	02 青森県	28,500	27,400	30,400	34,400	29,700	40,500	49,900		45,100	33,200
	03 岩手県	28,700	28,500	30,500	33,600	26,900	40,500	49,900		47,400	33,400
	04 宮城県	32,500	33,400	32,900	35,300	30,100	40,300	49,300		47,400	33,200
	05 秋田県	29,400	29,600	31,100	33,200	30,400	40,400	49,900		46,000	33,800
	06 山形県	30,500	32,900	32,600	31,300	27,000	40,500	49,700		46,000	33,600
	07 福島県	30,600	33,300	32,700	30,200	25,800	40,500	49,600		46,200	33,300
	関東	08 茨城県	27,500	32,100	35,700	30,300	24,800	37,000	44,100	41,600	40,200
09 栃木県		29,000	34,500	37,300	27,900	26,400	37,800	44,500	41,800	41,700	32,900
10 群馬県		27,900	29,600	34,200	27,900	23,300	37,300	44,000	41,400	44,100	32,300
11 埼玉県		29,100	34,500	35,800	31,700	27,400	37,300	44,200	41,600	39,000	32,200
12 千葉県		28,900	34,700	35,800	30,800	27,200	37,200	44,400	41,700	38,800	32,100
13 東京都		29,800	36,500	38,100	31,100	25,600	37,300	44,700	42,000	37,800	32,100
14 神奈川県		29,700	36,300	38,900	32,200	27,200	37,100	44,300	41,700	41,800	32,000
19 山梨県		30,300	34,600	37,700	31,300	26,800	37,500	44,300	41,700	40,800	32,300
20 長野県		28,300	30,900	33,200	27,700	24,000	37,400	44,500	41,700	42,700	32,400
北陸		15 新潟県	29,000	31,000	31,000	28,200	25,300	40,500	50,100	39,700	47,500
	16 富山県	32,600	33,500	32,900	30,200	25,600	40,500	50,100	39,700	49,100	34,200
	17 石川県	32,000	33,000	32,500	29,700	26,800	40,500	50,000	40,000	49,100	34,900
中部	21 岐阜県	30,200	32,300	33,300	31,200	26,500	38,500	47,400	39,800	48,100	35,500
	22 静岡県	32,800	34,200	35,800	30,300	26,800	38,300	47,400	39,800	47,600	35,200
	23 愛知県	30,600	33,600	34,900	30,600	27,200	38,300	47,400	39,600	46,700	35,000
	24 三重県	32,100	32,800	34,600	30,200	26,200	38,500	47,600	40,000	48,300	34,900
近畿	18 福井県	27,200	30,300	31,700	26,400	25,900	37,200	46,600	30,700	47,500	32,700
	25 滋賀県	26,700	30,400	33,200	27,400	24,800	37,200	46,500	30,600	48,200	32,600
	26 京都府	26,900	31,300	32,900	26,000	23,800	37,200	46,500	30,600	47,200	31,400
	27 大阪府	27,400	32,300	32,500	27,900	24,100	37,200	46,500	30,600	46,900	31,200
	28 兵庫県	25,900	29,000	32,100	26,300	23,800	37,200	46,500	30,600	46,500	31,200
	29 奈良県	27,400	32,100	34,200	27,100	24,400	37,200	46,500	30,600	47,800	31,400
	30 和歌山県	26,800	31,300	32,500	25,400	23,700	37,200	46,500	30,600	45,500	31,100
中国	31 鳥取県	26,700	28,100	29,600	21,600	19,600	37,600	46,100	33,800	48,100	32,700
	32 島根県	26,000	26,200	27,200	23,700	20,000	37,800	46,300	33,900	49,300	33,800
	33 岡山県	27,400	28,300	30,000	25,600	22,700	37,800	46,300	34,100	47,400	33,700
	34 広島県	27,000	26,700	27,300	25,900	22,500	37,800	46,200	33,700	49,400	33,500
	35 山口県	26,500	25,900	27,900	24,000	21,700	37,700	46,200	34,000	50,200	33,900
四国	36 徳島県	28,000	27,300	30,400	24,300	23,500	38,000	46,500	31,400	45,800	32,900
	37 香川県	28,300	27,500	30,700	26,300	24,800	38,100	46,600	31,500	46,500	33,000
	38 愛媛県	27,800	27,000	30,300	26,400	24,000	38,100	46,600	31,400	45,700	32,400
	39 高知県	27,800	27,300	30,300	26,800	24,500	38,000	46,500	31,400	45,700	32,400
九州	40 福岡県	26,400	29,200	30,600	28,200	24,400	40,600	49,700	39,800	47,300	32,600
	41 佐賀県	26,800	30,200	30,200	31,200	25,300	40,600	49,700	39,800	45,900	33,100
	42 長崎県	26,500	29,900	29,800	26,700	23,500	40,800	50,000	40,000	47,300	33,500
	43 熊本県	26,500	29,300	29,900	27,400	23,800	40,700	49,800	39,800	47,000	31,800
	44 大分県	26,900	28,500	30,000	29,800	27,100	40,600	49,700	39,800	46,500	32,200
	45 宮崎県	26,600	29,000	28,900	29,600	25,100	40,500	49,600	39,700	48,200	32,000
46 鹿児島県	26,600	29,500	30,000	32,700	28,700	40,800	49,900	40,000	48,000	32,400	
沖縄	47 沖縄県	25,000	29,800	29,700	32,400	28,700	41,100	50,300	38,200	36,300	28,900

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル 世話役	橋りょう 特殊工	橋りょう 塗装工	橋りょう 世話役	土木一般 世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員
北海道	01 北海道	46,900	35,500	39,300	46,500	29,900	33,500	27,500	50,500	33,300	31,300
東北	02 青森県	47,300	34,900	41,200	45,000	35,500	34,500	28,200	57,800	36,100	35,800
	03 岩手県	47,200	34,900	41,200	46,500	35,300	34,500	28,100	60,000	37,400	37,600
	04 宮城県	47,000	34,700	40,900	50,900	35,600	34,300	27,900	65,700	41,000	40,700
	05 秋田県	47,300	35,400	41,200	46,500	36,800	34,500	28,200	59,700	37,000	37,000
	06 山形県	47,300	35,300	41,200	45,400	34,300	34,500	29,500	60,100	37,400	37,200
	07 福島県	47,500	35,100	41,500	45,700	32,600	34,700	29,700	60,500	37,700	37,800
	関東	08 茨城県	43,000	36,400	36,300	40,800	32,200	41,600	32,600	48,800	32,800
09 栃木県		43,900	37,600	37,000	41,900	32,600	42,400	33,200	50,200	34,400	35,200
10 群馬県		42,900	36,800	36,400	41,300	32,300	42,000	32,800	51,300	33,100	33,700
11 埼玉県		43,200	37,800	36,500	41,500	32,700	39,700	32,700	51,100	38,300	36,200
12 千葉県		43,000	36,900	36,500	41,500	33,400	39,600	32,700	51,100	38,200	36,200
13 東京都		42,800	36,700	36,500	42,000	34,400	39,700	32,700	52,700	38,200	35,900
14 神奈川県		42,700	36,300	36,400	41,000	34,800	39,500	32,600	51,600	37,000	34,500
19 山梨県		43,400	36,900	36,700	40,600	33,300	39,700	32,700	52,500	36,600	34,800
20 長野県		42,800	36,900	36,600	39,900	32,100	39,800	32,600	50,000	34,500	34,600
北陸	15 新潟県	51,700	37,200	44,700	44,400	29,000	38,500	29,800	52,500	33,400	34,400
	16 富山県	52,100	37,500	45,300	46,300	31,200	37,300	30,200	54,100	34,000	35,800
	17 石川県	52,300	37,900	45,500	47,300	33,500	37,400	30,500	52,500	35,200	33,800
中部	21 岐阜県	48,000	36,800	41,000	43,600	31,500	37,800	29,700	48,700	31,700	29,900
	22 静岡県	47,700	37,700	41,000	43,700	31,600	37,400	29,600	55,500	34,400	33,700
	23 愛知県	47,700	36,500	40,800	42,800	31,300	37,400	29,600	51,900	33,600	30,100
	24 三重県	48,000	36,900	41,200	44,800	30,400	37,400	29,500	52,400	33,000	30,200
近畿	18 福井県	45,700	34,800	34,100	44,600	29,800	35,500	28,100	41,700	31,800	31,700
	25 滋賀県	46,500	34,400	33,900	44,000	30,100	33,200	28,400	42,000	33,100	31,500
	26 京都府	45,800	34,400	33,900	44,000	29,700	33,200	28,400	41,500	33,100	31,200
	27 大阪府	45,500	34,800	33,900	44,900	30,800	35,600	28,400	42,500	32,800	31,700
	28 兵庫県	45,700	34,800	34,000	44,500	29,300	34,100	28,100	43,600	33,700	32,300
	29 奈良県	46,500	34,400	33,900	43,900	31,000	34,800	28,400	41,600	33,100	31,600
	30 和歌山県	45,800	34,400	33,900	43,900	31,000	33,200	28,400	41,600	33,100	31,000
中国	31 鳥取県	51,100	32,400	32,300	41,800	26,900	31,900	25,800	48,700	36,200	35,200
	32 島根県	51,200	32,500	32,400	41,500	25,900	32,000	25,900	49,100	38,500	35,600
	33 岡山県	52,000	33,000	32,600	42,100	27,800	32,800	26,100	49,200	36,700	35,700
	34 広島県	51,100	32,700	32,400	41,900	26,800	32,100	26,400	49,800	38,800	35,800
	35 山口県	51,500	32,800	32,500	41,900	27,600	32,100	25,700	50,000	39,000	36,100
四国	36 徳島県	46,600	34,500	36,300	40,000	28,600	43,300	33,000	51,900		27,200
	37 香川県	47,200	34,600	36,500	40,700	28,800	43,700	34,700	53,000		28,000
	38 愛媛県	46,500	33,800	36,000	38,800	29,700	42,700	32,800	52,000		27,200
	39 高知県	46,100	34,100	35,900	39,600	28,000	42,600	32,100	51,700		27,200
九州	40 福岡県	50,700	34,700	36,800	41,300	33,200	36,200	29,600	46,500	29,400	30,300
	41 佐賀県	51,100	34,800	37,000	41,700	31,800	36,100	29,800	46,900	29,500	30,500
	42 長崎県	51,300	35,000	37,300	41,900	31,500	34,800	28,700	46,800	29,400	30,300
	43 熊本県	50,500	34,500	36,700	39,800	32,300	36,000	28,700	46,400	29,200	30,100
	44 大分県	51,300	35,000	37,300	41,000	33,100	36,400	29,500	47,200	29,600	30,500
	45 宮崎県	51,100	34,800	37,000	41,500	33,400	34,600	28,600	46,800	29,300	30,200
	46 鹿児島県	51,000	34,800	37,100	41,800	36,100	34,500	28,600	47,000	29,400	30,400
沖縄	47 沖縄県	47,700	41,100	32,500	47,700	35,000	30,100	28,800	55,400	34,000	37,800

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道		36,100	28,200		30,900	26,700	31,400	33,300	31,200	26,600
東北	02 青森県		41,500	36,000	31,200	32,800	26,100	30,500	29,500	30,400	24,700
	03 岩手県		41,300	36,200	32,000	34,700	27,700	30,400	29,600	30,600	24,600
	04 宮城県		41,400	40,900	34,800	37,700	29,200	30,200	32,500	33,200	24,600
	05 秋田県		41,500	32,400	34,400	33,200	25,300	30,500	30,300	30,300	24,700
	06 山形県		37,300	32,900	29,900	32,700	28,000	30,500	33,900	31,300	24,700
	07 福島県		46,000	30,800	33,500	33,000	28,700	30,600	33,700	32,100	24,800
	関東	08 茨城県	32,400	58,900	31,500	30,900	32,600	28,900	31,000	34,200	34,500
09 栃木県		33,000	61,100	31,800	31,900	33,600	29,600	31,700	36,100	35,700	26,300
10 群馬県		32,600	55,800	31,200	30,400	29,200	28,200	31,300	32,700	32,000	26,100
11 埼玉県		32,500	60,300	32,900	30,600	32,800	28,900	31,200	36,900	35,700	27,700
12 千葉県		32,400	61,600	31,800	30,500	33,400	29,400	31,200	36,900	35,800	27,700
13 東京都		32,500	58,700	33,000	30,600	33,800	30,100	31,200	38,200	35,800	27,800
14 神奈川県		32,300	56,800	32,700	30,400	32,800	28,400	31,100	34,800	34,900	27,600
19 山梨県		32,600	56,600	33,200	30,800	32,600	28,700	31,400	34,600	34,800	27,800
20 長野県		32,500	49,900	29,000	30,000	28,000	27,700	31,400	32,100	32,400	26,700
北陸		15 新潟県	34,500	38,400	28,700	30,200	31,200	27,400	31,000	29,600	30,700
	16 富山県	34,100	45,100	32,300	31,400	32,700	27,900	31,500	30,000	31,500	
	17 石川県	34,300	46,100	31,700	31,500	32,300	28,200	31,600	31,300	32,000	
中部	21 岐阜県	37,400	51,200	34,200	33,800	30,500	27,500	31,000	29,500	32,900	
	22 静岡県	37,000	54,600	32,100	33,600	32,100	27,500	31,000	32,300	34,200	
	23 愛知県	37,100	51,700	34,400	34,000	31,100	27,700	30,800	31,700	33,200	
	24 三重県	37,100	53,900	32,300	33,800	30,700	28,300	31,200	31,800	35,800	
近畿	18 福井県	30,400	45,400	30,200	28,300	28,600	26,900	30,700	28,000	30,000	
	25 滋賀県	30,300	45,500	30,700	29,600	29,600	27,700	30,600	28,800	30,000	
	26 京都府	30,300	46,200	31,700	29,300	30,000	27,500	30,600	28,800		
	27 大阪府	30,300	48,100	33,400	29,300	30,100	28,200	30,600	28,900		
	28 兵庫県	30,300	45,000	31,400	29,200	28,600	25,400	30,600	27,900	31,200	
	29 奈良県	30,300	49,400	32,900	29,600	30,800	28,200	30,600	28,800		
	30 和歌山県	30,300	46,700	33,400	29,300	30,300	27,100	30,600	28,600		
中国	31 鳥取県		41,500	27,900	27,200	25,300	24,800	30,600	28,800	27,100	
	32 島根県		34,700	27,000	27,800	24,500	24,500	31,000	27,500	26,700	
	33 岡山県		39,900	29,300	27,500	25,900	25,800	30,900	29,500	27,300	
	34 広島県		34,800	28,200	27,600	25,400	24,700	30,800	28,200	26,300	
	35 山口県		35,100	27,100	28,000	25,100	25,100	31,100	28,000	26,800	
四国	36 徳島県	27,700	35,200	29,500		27,700	25,600	31,000	28,300		
	37 香川県	27,900	35,400	29,600		27,900	27,000	31,200	28,600		
	38 愛媛県	27,500	34,900	29,100		27,300	25,300	30,800	27,800		
	39 高知県	27,400	34,800	28,600		27,000	24,800	30,700	27,700		
九州	40 福岡県		38,300	28,200	29,200	29,000	26,500	30,200	29,600	29,000	
	41 佐賀県		40,100	30,600	29,500	29,300	26,000	30,300	29,900	29,200	
	42 長崎県		39,700	28,000	29,500	29,300	26,100	30,400	29,600	29,600	
	43 熊本県		39,000	27,900	29,200	28,400	25,300	30,000	29,400	28,800	
	44 大分県		39,400	27,400	29,300	29,000	26,600	30,500	29,900	29,400	
	45 宮崎県		38,800	28,600	28,800	28,800	25,300	30,300	29,300	29,100	
	46 鹿児島県		39,000	31,400	29,600	29,300	25,700	30,300	29,500	29,200	
沖縄	47 沖縄県			32,300		31,800	23,500	29,800	38,900		

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
北海道	01 北海道	29,700		28,600	27,600	28,200	25,700	29,000	28,700	18,700	15,500
東北	02 青森県	31,900		28,100	29,100		24,400	27,100	27,600	17,300	14,900
	03 岩手県	31,800		28,200	29,200		24,600	26,900	27,400	18,300	15,600
	04 宮城県	34,100		30,800	28,700		25,200	27,000	27,500	20,100	16,800
	05 秋田県	32,300		28,400	29,200		24,600	27,200	27,700	17,500	14,800
	06 山形県	31,600		29,900	29,100	27,800	26,100	27,100	27,600	19,800	16,600
	07 福島県	32,500		31,000	29,300	29,700	25,900	27,300	27,700	20,200	16,900
関東	08 茨城県	33,400		34,400	33,200		29,600	28,500	28,000	19,300	18,500
	09 栃木県	34,100		35,700	33,800		29,900	29,100	28,500	19,200	17,500
	10 群馬県	32,400		34,200	33,300	29,000	28,500	28,700	28,100	18,000	16,800
	11 埼玉県	33,100		34,800	33,400		30,200	28,600	28,100	19,200	18,000
	12 千葉県	33,200		34,100	33,400		29,700	28,600	28,000	19,700	18,100
	13 東京都	33,300		34,400	33,400		30,100	28,600	28,000	20,500	18,700
	14 神奈川県	32,700		34,800	33,300		29,000	28,500	27,900	20,200	18,700
	19 山梨県	33,200		35,300	33,500		29,100	28,800	28,200	18,700	17,300
	20 長野県	32,000		33,600	33,500	29,000	28,500	28,500	27,900	17,100	15,300
北陸	15 新潟県	34,500		31,100	29,600	24,400	24,100	28,300	29,600	19,400	17,500
	16 富山県	33,900		31,300	30,000		25,100	28,600	30,000	19,600	18,300
	17 石川県	33,300		30,500	30,100		25,300	28,700	30,100	20,400	18,200
中部	21 岐阜県	34,100		32,400	31,400		27,600	32,100	32,100	21,100	17,600
	22 静岡県	33,500		40,400	31,300		29,300	31,800	32,000	21,800	17,400
	23 愛知県	33,300		36,300	31,300		27,600	31,800	32,000	22,400	17,800
	24 三重県	34,400		36,700	31,500		28,900	32,200	32,200	21,400	17,200
近畿	18 福井県	29,100		31,900	28,800		26,200	29,500	29,400	19,100	16,800
	25 滋賀県	31,400		32,500	28,700		27,300	30,000	30,600	18,400	15,600
	26 京都府	31,400		32,600	28,700		27,700	29,700	30,400	18,500	15,000
	27 大阪府	30,900		32,600	28,700		26,900	29,500	30,100	18,200	15,900
	28 兵庫県	30,900		32,600	28,700		26,500	29,600	30,100	18,700	15,600
	29 奈良県	31,400		32,800	28,700		28,100	30,000	30,000	18,800	15,800
	30 和歌山県	31,200		32,600	28,700		27,800	29,700	29,700	18,200	15,600
中国	31 鳥取県	28,600	28,400	28,300	27,300		24,300	25,100	29,400	18,100	14,600
	32 島根県	28,400	28,600	27,700	27,400		24,400	25,100	29,500	18,200	15,600
	33 岡山県	28,800	28,600	29,300	27,500		24,800	25,400	29,700	18,900	16,500
	34 広島県	28,400	28,600	27,700	27,300		24,300	25,100	29,500	18,700	16,000
	35 山口県	28,700	28,500	28,100	27,400		24,400	25,200	29,600	18,500	15,500
四国	36 徳島県			33,900	26,900		24,400	30,000	27,000	17,900	16,000
	37 香川県			34,500	27,000		24,600	30,200	27,200	18,200	16,300
	38 愛媛県			34,000	26,900		24,200	30,000	27,100	17,100	14,500
	39 高知県			33,700	26,900		24,200	30,000	27,000	16,200	13,800
九州	40 福岡県	37,200		30,900	30,600		25,700	28,100	29,200	18,200	16,300
	41 佐賀県	37,200		31,000	30,600		25,500	28,300	29,600	18,200	16,100
	42 長崎県	37,100		32,500	30,900		25,900	28,400	29,900	18,500	17,200
	43 熊本県	37,000		30,800	30,800		25,200	28,000	29,000	17,700	15,500
	44 大分県	36,800		31,200	30,500		26,100	28,400	29,500	18,200	14,900
	45 宮崎県	36,300		30,900	30,600		25,800	28,300	29,200	18,200	14,400
	46 鹿児島県	36,500		30,600	30,800		25,600	28,200	29,200	19,300	16,700
沖縄	47 沖縄県	33,600		26,300			22,200	28,000	25,500	16,800	14,300

(別表－１) 割増対象賃金比及び1時間当り割増賃金係数 <令和8年3月から適用>

職 種	割増対象賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数 K		
		割増係数 1.25 (A)×1/8×1.25	割増係数 1.35 (A)×1/8×1.35	割増係数 0.25 (A)×1/8×0.25
特 殊 作 業 員	0.780	0.122	0.132	0.024
普 通 作 業 員	0.842	0.132	0.142	0.026
軽 作 業 員	0.870	0.136	0.147	0.027
造 園 工	0.788	0.123	0.133	0.025
法 面 工	0.842	0.132	0.142	0.026
と び 工	0.864	0.135	0.146	0.027
石 工	0.826	0.129	0.139	0.026
ブ ロ ッ ク 工	0.849	0.133	0.143	0.027
電 工	0.692	0.108	0.117	0.022
鉄 筋 工	0.888	0.139	0.150	0.028
鉄 骨 工	0.838	0.131	0.141	0.026
塗 装 工	0.807	0.126	0.136	0.025
溶 接 工	0.835	0.130	0.141	0.026
運 転 手 (特 殊)	0.788	0.123	0.133	0.025
運 転 手 (一 般)	0.813	0.127	0.137	0.025
潜 か ん 工	0.931	0.145	0.157	0.029
潜 か ん 世 話 役	0.810	0.127	0.137	0.025
さ く 岩 工	0.704	0.110	0.119	0.022
ト ン ネ ル 特 殊 工	0.963	0.150	0.163	0.030
ト ン ネ ル 作 業 員	0.920	0.144	0.155	0.029
ト ン ネ ル 世 話 役	0.929	0.145	0.157	0.029
橋 り ょ う 特 殊 工	0.852	0.133	0.144	0.027
橋 り ょ う 塗 装 工	0.836	0.131	0.141	0.026
橋 り ょ う 世 話 役	0.783	0.122	0.132	0.024
土 木 一 般 世 話 役	0.753	0.118	0.127	0.024
高 級 船 員	0.723	0.113	0.122	0.023
普 通 船 員	0.698	0.109	0.118	0.022
潜 水 士	0.824	0.129	0.139	0.026
潜 水 連 絡 員	0.894	0.140	0.151	0.028
潜 水 送 気 員	0.870	0.136	0.147	0.027
山 林 砂 防 工	0.749	0.117	0.126	0.023
軌 道 工	0.800	0.125	0.135	0.025
型 わ く 工	0.882	0.138	0.149	0.028
大 工	0.890	0.139	0.150	0.028
左 官	0.861	0.135	0.145	0.027
配 管 工	0.745	0.116	0.126	0.023
は つ り 工	0.852	0.133	0.144	0.027
防 水 工	0.788	0.123	0.133	0.025
板 金 工	0.774	0.121	0.131	0.024
タ イ ル 工	0.926	0.145	0.156	0.029
サ ッ シ 工	0.774	0.121	0.131	0.024
屋 根 ふ き 工	0.777	0.121	0.131	0.024
内 装 工	0.820	0.128	0.138	0.026
ガ ラ ス 工	0.717	0.112	0.121	0.022
建 具 工	0.751	0.117	0.127	0.023
ダ ク ト 工	0.743	0.116	0.125	0.023
保 温 工	0.731	0.114	0.123	0.023
設 備 機 械 工	0.699	0.109	0.118	0.022
交 通 誘 導 警 備 員 A	0.860	0.134	0.145	0.027
交 通 誘 導 警 備 員 B	0.907	0.142	0.153	0.028

<参 考>

—割増賃金の計上が必要な場合の労務費（割増賃金を含む総額）の計算例—

(1)時間外

- ① 所定労働時間の8時間に加え、2時間の時間外労働を行う場合（すべて深夜以外の時間帯の場合）

労務費（総額）＝単価＋単価×K（割増係数1.25の場合の値）×2時間

- ② 所定労働時間の8時間に加えて4時間の時間外労働を行い、うち2時間が深夜の時間帯の場合

労務費（総額）＝単価＋単価×K（割増係数1.25の場合の値）×4時間＋単価×K（割増係数0.25の場合の値）×2時間

(2)休 日

- ① 休日に8時間の労働を行う場合（すべて深夜以外の時間帯の場合）

労務費（総額）＝単価×K（割増係数1.35の場合の値）×8時間

- ② 休日に9時間の労働を行う場合（すべて深夜以外の時間帯の場合）

労務費（総額）＝単価×K（割増係数1.35の場合の値）×9時間

- ③ 休日に10時間の労働を行い、うち2時間が深夜の時間帯の場合

労務費（総額）＝単価×K（割増係数1.35の場合の値）×10時間＋単価×K（割増係数0.25の場合の値）×2時間

(3)深 夜

- ① 所定労働時間8時間の労働を行い、うち3時間が深夜の時間帯の場合

労務費（総額）＝単価＋単価×K（割増係数0.25の場合の値）×3時間

※割増係数は、労働基準法第37条第1項及び第4項に規定されている時間外、休日及び深夜の割増賃金の計算に用いる率の最低限度に基づくものとする。

参考

今回の調査（令和7年10月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価としての設定に至らなかった職種は次の表のとおりである。

職種
建築ブロック工

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業</p> <p>イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</p> <p>ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め</p> <p>ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設</p> <p>ホ. ピックブレイカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりにこわし</p> <p>ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草</p> <p>ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作</p> <p>チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作</p> <p>b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ</p> <p>c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリッパ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬</p> <p>d. コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
02 普通作業員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等</p> <p>b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置）</p> <p>d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く）</p> <p>e. 人力による除草</p> <p>f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去</p> <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <p>a. 軽易な清掃または後片付け</p> <p>b. 公園等における草むしり</p> <p>c. 軽易な散水</p> <p>d. 現場内の軽易な小運搬</p> <p>e. 準備測量、出来高管理等の手伝い</p> <p>f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去</p> <p>g. 品質管理のための試験等の手伝い</p> <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造 園 工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>① 樹木の植栽または維持管理</p> <p>② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路または広場の築造 e. 池または流れの築造 f. 公園設備の設置
05 法 面 工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06 と び 工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く） b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く） d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）
07 石 エ	<p>石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブ ロ ッ ク 工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）</p>
09 電 エ	<p>電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 第1種電気工事士 ② 第2種電気工事士 ③ 認定電気工事従事者 ④ 特殊電気工事資格者
10 鉄 筋 工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
11 鉄 骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するもの、舗装面の仕上げに従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしめまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ）、除雪車（除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車（30KW級ホイール以外））等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15 運転手（一般）	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ以外）、除雪車（除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車（30KW級ホイール））等の運転または操作
16 潜 かん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
18 さく岩工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	<p>トンネル坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	<p>トンネル坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	<p>橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係の作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高級船員	<p>海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く）</p> <p>（以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内的水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内的水面
27 普通船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
28 潜 水 士	<p>潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの</p> <p>(潜水器 (潜水服、靴、カブト、ホース等) の損料を含む)</p> <p>「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第 61 条に規定する免許のことをいう</p>
29 潜 水 連 絡 員	<p>潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの</p> <p>a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務</p> <p>b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務</p> <p>c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務</p>
30 潜 水 送 気 員	<p>潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの</p>
31 山 林 砂 防 工	<p>山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等</p> <p>b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等</p> <p>d. その他各作業について必要とされる関連業務</p>
32 軌 道 工	<p>軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業</p> <p>b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業</p>
33 型 わ く 工	<p>木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く）</p> <p>b. 木坑、木橋等の仕拵え等</p>
34 大 工	<p>大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの</p>
35 左 官	<p>左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの</p>
36 配 管 工	<p>配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配管ならびに管の撤去</p> <p>b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着</p> <p>c. 電触防護</p>
37 は つ り 工	<p>はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの（建築物を対象とするものに限る）</p> <p>a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く）</p> <p>b. 建築物の床または壁の穴あけ</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
38 防 水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40 タ イ ル 工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サ ッ シ 工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋 根 ふ き 工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ ス 工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク ト 工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設 備 機 械 工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

参 考 職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）